

## 都市ガス及び液化石油ガスの安全確保等に関する行政評価・監視の局長通知に伴う改善措置状況（回答）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成13年1月～9月
- 2 対象機関 経済産業省、事業者、関係団体

〔通知日及び通知先〕平成13年9月14日、経済産業省に対し局長通知

〔回答年月日〕平成14年4月5日

〔調査の背景事情等〕

総務省は、平成5年8月、「エネルギーに関する行政監察」の結果に基づき、液化石油ガス販売事業の消費設備調査の合理化等について、経済産業省に対し勧告

国内におけるガス事故は、平成5年までは減少傾向にあったが、それ以降は200件前後で推移。事故の多くは、供給段階及び消費段階で発生。ガス事業者及び需要家に対する事故防止のため、引き続き保安対策を推進していくことが求められている状況

この調査は、需要家の一層の安全確保等を図る観点から、都市ガス及び液化石油ガスの新たな安全確保規制の下において、ガス事業者による保安対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

| 局長 通 知 事 項   | 経済産業省が講じた改善措置状況   |
|--|---|
| <p>1 保安対策の充実</p> <p>(1) 事故防止のための保安対策の推進</p> <p>経済産業省は、ガス事業者の行う保安対策を推進し、保安業務の的確な実施を図る観点から、次のような措置を講ずる必要がある。</p> <div data-bbox="264 384 1099 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 都市ガス事業者に対し事業者資産である経年埋設管の交換等を、液石事業者に対し経年埋設管の腐食測定及び腐食測定結果を踏まえた交換等を、計画的に進めるよう引き続き勧奨すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>都市ガス事業者及び液石事業者の中には、経年埋設管（埋設されてから相当の年数が経過した垂鉛メッキ鋼管等のガス管）対策を必ずしも進めていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市ガス事業者：経年埋設管の位置、延長、本数等を未把握（調査対象70事業者中2事業者）、経年埋設管の交換計画を未作成（同中25事業者）</li> <li>・ 液石事業者：経年埋設管の腐食測定未実施（32事業者中10事業者）、腐食測定で不合格となった供給施設の改善に未着手（6事業者中2事業者）</li> </ul> <div data-bbox="264 1094 1099 1362" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 保安業務について、都市ガス事業者に対して、保安体制の整備等保安規程に基づく対策の適正な実施を図るよう指導すること。</p> <p>また、地震防災強化対策地域内において、大規模地震対応措置に関する事項を保安規程に定めていない都市ガス事業者に対して、当該措置に関する事項を定めるよう指導すること。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ガス事業法及び同法関係規則の遵守状況の再点検等並びに経年埋設導管対策の計画的実施の徹底について」（平成13年10月31日付け原子力安全・保安院長通達。以下「事業者宛通達」という。）に基づき、都市ガス事業者に対し、経年導管対策について、対象導管の量等を明確にした実施計画の作成、実施計画の定期的見直し等により、計画的実施を更に徹底するよう求めた。また、その実施状況について立入検査において確認するよう経済産業局等に指示。</li> <li>さらに、「経年導管対策の計画的実施の周知・徹底について」（平成13年10月31日付け原子力安全・保安院長通達）により、都市ガス事業者団体に対し、対策の推進を業界としてより一層進めるとともに、会員への周知・徹底を図るよう求めた。</li> <li>・ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」（平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達）により、経年埋設管の腐食測定及び腐食測定結果を踏まえた交換等を計画的に進めることを液石事業者に対し指導・周知するよう液石事業者団体等に指示。</li> <li>・ 事業者宛通達により、保安規程の遵守状況を再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう、都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示。</li> <li>・ 事業者宛通達により、地震防災強化対策地域内にガス工作物を設置する都市ガス事業者に対し、地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関する事等が保安規程に定められていることについて</li> </ul> |

| 局長 通 知 事 項  | 経済産業省が講じた改善措置状況  |
|---|--|
| <p>(説明)</p> <p>都市ガス事業者の中には、経済産業局に届け出た保安規程に定めた対策を適正に実施していないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス工作物の定期的な検査を励行していないもの、ガス主任技術者の代行者を指名していないもの等(83都市ガス事業者中21事業者)</li> </ul> <div data-bbox="264 451 1099 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>③ ガス事業者に対し、検査結果に基づく指摘事項について文書による指導を推進し、改善報告の徴収及び改善措置状況を確認するための資料の徴収を行い、立入検査に基づく指導の実効性を確保すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>経済産業局の中には、立入検査結果に基づく指摘事項が未改善となっているガス事業者に対して、実効性を確保するような指導を実施していないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善報告に改善状況を確認する資料の添付を必ずしも求めているもの等(簡易ガス事業者：7経済産業局中3局、液石事業者：同中3局)</li> </ul> <div data-bbox="264 1026 1099 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>④ 簡易ガス事業者に係るガス事故年報等の報告様式につき、実績等が全くなく該当がない場合について、取扱いを簡略化する方向で検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>簡易ガス事業者が行う「ガス事故年報」等3報告については、全く該当がない場合でも、報告様式ごと、供給地点ごとに別葉で毎年十数枚のゼロ件報告を行うことが必要</p> | <p>て、再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善すること等を指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市ガス事業者については、「「都市ガス及び液化石油ガスの安全確保等に関する行政評価・監視結果」への都市ガスに関する対応について」(平成13年10月31日付け原子力安全・保安院長通達)により、平成11年度以降の立入検査に基づく指摘事項について改善の確認を行っていないものは改善の確認を行うとともに、指摘事項に対する改善確認方法の再検討を行うよう経済産業局等に指示。</li> <li>・ 液石事業者については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」(平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達)により、立入検査結果に基づく指摘事項について文書による指導を行うとともに、改善報告の徴収及び改善措置状況を確認するための資料の徴収を行い、立入検査に基づく指導の実効性を確保するよう経済産業局等に指示。</li> <li>・ 報告の徴収に係る手続を簡素化するため、ガス事業法施行規則及び様式を改正するための省令案についてパブリックコメントを求め、その結果を踏まえ省令を改正(平成14年3月19日施行)。</li> </ul> |

局長 通 知 事 項

経済産業省が講じた改善措置状況

(2) ガス需要家に関する保安対策の推進

経済産業省は、需要家に関する保安対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 消費機器等調査について、ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に適正に実施するよう指導の徹底を図ること。  
また、都市ガス事業者の消費機器調査の実効を確保し、保安意識の向上を図るため、消費機器の改善措置を講じない需要家に対する周知、広報の強化等の方策を検討すること。

(説明)

消費機器等調査が定められた期間内に励行されていないものがある。また、同調査の実施の効果が十分に反映されていない状況

- ・ 消費機器等調査及び再調査が法令に基づく期間内に実施されていない例があるもの(50都市ガス事業者中7事業者、25液石事業者中4事業者)
- ・ 消費機器調査の結果、不適合であるとされた需要家のうち、再調査においてもなお改善されていない例があるもの(再調査対象の一般ガス需要家の34.4パーセント(5,327需要家))

- ② ガスの漏えい検査について、都市ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に適正に実施するよう指導の徹底を図ること。

(説明)

ガス漏えい検査が定められた期間内に励行されていない状況

- ・ ガス漏えい検査を法令に基づく期間内に実施していない例があるもの(83都市ガス事業者中8事業者)

- ・ 事業者宛通達により、消費機器調査の法令で定められた期間内の実施状況を再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示。
- ・ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」(平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達)により、消費設備調査を法令に規定された期間内で適正に実施することについて液石事業者に指導・周知するよう液石事業者団体等に指示。
- ・ 「技術基準に適合していない消費機器を所有する需要家に対する通知について」(平成14年3月4日付け原子力安全・保安院長通達)により、技術基準に適合していない消費機器を所有する需要家に対し、その危険性及び改善策を個別具体的に通知することを都市ガス事業者へ周知・指導するよう都市ガス事業者団体に指示。  
また、都市ガス安全広報事業により、技術基準に適合していない消費機器の危険性等について広報を強化。
- ・ 事業者宛通達により、ガス漏えい検査が適正に実施されていることについて、再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示。

局長 通 知 事 項

経済産業省が講じた改善措置状況

③ 需要家に対する周知書面の配布について、ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に確実に実施させるよう指導の徹底を図ること。

また、簡易ガス事業者に対し、当該需要家に対応した周知書面の配布を的確に行うよう指導の徹底を図ること。

(説明)

需要家に対する周知書面の配布が定められた期間内に励行されていない状況

- ・ 都市ガスの需要家に対する周知書面の配布を法令に基づく期間内に実施していない例があるもの(37都市ガス事業者中3事業者)
- ・ 簡易ガスの需要家に対して、消費機器等調査の周期の異なる液石ガス需要家用の周知書面を配布しているもの(41簡易ガス事業者中4事業者)

2 取引の透明化及び適正化の推進等

経済産業省は、事業者と需要家との公正な取引の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 都市ガス事業者に対し、法令により定めるものとされている事項を供給約款に適正に記載させるとともに、供給約款を法令に従って公衆の見やすい箇所に掲示するよう指導すること。

(説明)

都市ガス事業者の中には、供給約款を営業所等公衆の見やすい箇所に掲示していないものあり(83都市ガス事業者中18事業者)

・ 事業者宛通達により、消費機器に関する周知書面の配布が法令で定められた期間内に実施されていることについて、再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示。

・ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」(平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達)により、消費設備の管理及び点検に関し需要家が注意すべき事項等の周知について、法令に規定された期間内に適正に実施することを液石事業者へ指導・周知するよう液石事業者団体等に指示。

・ 事業者宛通達により、消費機器に関する周知において、ガス種又は事業形態に応じた適切な周知書面を配布していることについて、再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示。

「都市ガス事業者の業務の適正かつ公平な遂行について」(平成13年10月22日付けガス市場整備課長通達)により、法令により定めるものとされている事項を供給約款に適正に記載させるとともに、供給約款を法令に従って公衆の見やすい箇所に掲示することを都市ガス事業者へ周知徹底・指導するよう都市ガス事業者団体に指示。また、その実施状況については、監査・立入検査時に確認を行うよう経済産業局等に指示。

| 局 長 通 知 事 項   | 経 済 産 業 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況   |
|---|---|
| <p data-bbox="271 217 1097 349">② 液石事業者に対し、14条書面の記載内容の適正化を図るよう指導すること。その際、特に、料金算定、消費設備等の設置・変更の費用負担方法等の記載の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="255 371 383 399">( 説 明 )</p> <p data-bbox="277 405 1111 499">液石事業者の中には、需要家に対し契約時に交付する書面（液石法第14条に定める書面）に必要な事項の記載を行っていないものあり</p> <ul data-bbox="315 505 1111 600" style="list-style-type: none"> <li>・ 法令により記載すべき「価格の算定方法」、「消費設備の設置等に係る費用負担方法」等の記載を行わずに書面を交付しているもの（36液石事業者中21事業者）</li> </ul> | <p data-bbox="1167 236 2029 432">14条書面については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律14条書面の記載内容の適正化について」（平成13年10月22日付け石油流通課長通達）により、経済産業局、液石事業者団体等に通知し、14条書面の記載内容の適正化を図り、特に、料金算定、消費設備等の設置・変更の費用負担方法等の記載を徹底するよう液石事業者に指導することを指示。</p> |